（中小企業信用保険法施行令の一部改正）

第三条　中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第百十六条又は第百三十二条」を「第七十六条、第百三十条又は第百三十九条」に改める。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第四条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第百三十八号を次のように改める。

百三十八　株式会社産業革新投資機構（産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）第二条の規定による改正前の産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号。以下「旧産業競争力強化法」という。）第七十六条の株式会社産業革新機構を含む。）

第九条の四第九十八号を次のように改める。

九十八　株式会社産業革新投資機構（旧産業競争力強化法第七十六条の株式会社産業革新機構を含む。）

（自衛隊法施行令等の一部改正）

第五条　次に掲げる政令の規定中「株式会社産業革新機構」を「株式会社産業革新投資機構」に改める。

一　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）別表第十第七十号

二　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二条第六十一号及び第三十一条第六号

三　行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）第十七条第六号

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第六条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第百九号を次のように改める。

百九　株式会社産業革新投資機構（産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）第二条の規定による改正前の産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第七十六条の株式会社産業革新機構を含む。）

第四十三条第二項第百八号を次のように改める。

百八　株式会社産業革新投資機構（産業競争力強化法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の産業競争力強化法第七十六条の株式会社産業革新機構を含む。）

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第七条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第七十八号を次のように改める。

七十八　株式会社産業革新投資機構（産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）第二条の規定による改正前の産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第七十六条の株式会社産業革新機構を含む。）

第四十三条第七項第五十七号を次のように改める。

五十七　株式会社産業革新投資機構

第二章　経過措置

第八条　産業競争力強化法等の一部を改正する法律（以下この条において「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に産業革新委員会（改正法第二条の規定による改正前の産業競争力強化法第九十条の産業革新委員会をいう。次項において同じ。）の委員である者は、同号に掲げる規定の施行の日（同項において「第二号施行日」という。）に、改正法第二条の規定による改正後の産業競争力強化法（同項において「新産競法」という。）第九十六条第四項及び第五項の規定により産業革新投資委員会の委員として定められ、経済産業大臣の認可を受けたものとみなす。

2　改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に産業革新委員会の委員長である者は、第二号施行日に、新産競法第九十六条第七項の規定により産業革新投資委員会の委員長として定められたものとみなす。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年九月二十五日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部改正）

3　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第二項の表産業競争力強化法施行令第十二条第一号の項中「第十二条第一号」を「第十三条第一号」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　林　芳正
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
防衛大臣　小野寺五典